

大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 平成30年度の国民健康保険制度の改革に向けて、「都道府県国民健康保険運営方針」に盛り込む内容や標準保険料率等を、大阪府・市町村等で検討するため、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 調整会議では、次に掲げる事項について検討する。

- （1）都道府県国民健康保険運営方針に盛り込む内容に関する事項
- （2）国民健康保険事業費納付金の算定ルール等財政運営に関する事項
- （3）標準保険料率等に関する事項
- （4）その他、国民健康保険事業に関する事項

（組織）

第4条 調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）市長会から選出される職員
 - （2）町村長会から選出される職員
 - （3）大阪府国民健康保険団体連合会職員
 - （4）大阪府福祉部国民健康保険課職員
- 2 調整会議に座長1名を置き、構成員の互選により選任する。
 - 3 調整会議に副座長1名を置く。副座長は、構成員の中から座長が指名することにより選任する。
 - 4 座長は調整会議の会務を総理し、会議の議事進行を行う。
 - 5 座長に事故があるときは、副座長が座長の職務を代理する。
 - 6 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

（下部組織）

第5条 調整会議にワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループは、第4条第1項各号に規定する職員及び座長が指名する市町村の職員で構成する。
- 3 第4条第2項から第6項までの規定は、ワーキング・グループについて準用する。この場合において、「調整会議」とあるのは、「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

（任期）

第6条 第4条第1項各号及び第5条第2項に規定する者の任期は3年とする。ただし、人事異動等により変更が生じた場合には、後任者が前任者を引き継ぐこととし、任期は前任者の残任期間とする。

（庶務）

第7条 調整会議の庶務は、大阪府福祉部国民健康保険課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。